

議案第 23 号

総社市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部改正について

総社市墓地等の経営の許可等に関する条例（平成 24 年総社市条例第 6 号）の一部を次のとおり改正する。

令和 5 年 2 月 28 日提出

総社市長 片岡 聡 一

提案理由

宅地造成等規制法の改正により、危険な盛土等が統一的な基準で包括的に規制されることとなるため、墓地における造成工事の基準の適用範囲を改める必要が生じたことから、関係条文の整備を行おうとするものである。



総社市条例第 号

総社市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例

総社市墓地等の経営の許可等に関する条例（平成24年総社市条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(適用除外)</p> <p>第21条 次に掲げる造成工事については、第15条の規定は、適用しない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第10条第1項の宅地造成等工事規制区域内において行う同法第2条第2号に規定する宅地造成に関する工事及び同条第3号に規定する特定盛土等に関する工事並びに同法第26条第1項の特定盛土等規制区域内において行う同法第2条第3号に規定する特定盛土等に関する工事である造成工事</u></p> <p>(3) 森林法（昭和26年法律第249号）第5条の地域森林計画の対象となっている民有林において行う同法第10条の2第1項に規定する開発行為である造成工事及び同法第26条又は第26条の2の規定による保安林の指定の解除を伴う造成工事</p> <p>(4) 略</p> <p>2及び3 略</p>	<p>(適用除外)</p> <p>第21条 次に掲げる造成工事については、第15条の規定は、適用しない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第3条の宅地造成工事規制区域内において行う同法第2条第2号に規定する宅地造成に関する工事である造成工事</u></p> <p>(3) 森林法（昭和26年法律第249号）第5条の地域森林計画の対象となっている民有林において行う同法第10条の2に規定する開発行為である造成工事及び同法第26条又は第26条の2の規定による保安林の指定の解除を伴う造成工事</p> <p>(4) 略</p> <p>2及び3 略</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年5月26日から施行する。

(経過措置)

2 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる宅地造成に関する工事等の規制及び同条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる宅地造成に関する工事の規制に係る工事である墓地の造成に関する工事に対する改正前の総社市墓地等の経営の許可等に関する条例第21条第1項第2号の規定の適用については、なお従前の例による。この場合において、同号中「宅地造成等規制法」とあるのは「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条第1項又は第2項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の宅地造成等規制法」とする。